第６章　関係規程等

- 岡山県立大学大学院履修規程（抄）
- 岡山県立大学学位規程
- 修士学位論文等審査基準及び学位授与までの主な予定
- 博士学位論文審査基準及び学位授与までの主な予定

岡山県立大学大学院履修規程（抄）

（趣　旨）
第１条　岡山県立大学大学院学則第10条第２項の規定により、授業科目及びその履修方法に関し、必要な事項を定める。

（履修の届出）
第２条　学生は、指定の期日までに履修しようとする授業科目を届け出なければならない。
２　学生は、留学、調査研究等のために年度を超えて休学又は留学して出国する場合には、一定の条件のもとで、出国時に履修している授業科目を、帰国後、復学時に履修（継続）登録することにより、翌年度に限り、継続して履修することができる。

（履修の禁止）
第３条　次に掲げる授業科目は、履修することができない。
(1) 届出をしていない授業科目
(2) 既に単位を修得した授業科目
(3) 授業時間が重複する授業科目

（授業科目及び履修方法）
第４条　保健福祉学研究科看護学専攻の履修方法は別表１－１、保健福祉学研究科栄養学専攻の履修方法は別表１－２、保健福祉学研究科保健福祉学専攻の履修方法は別表１－３、保健福祉学研究科保健福祉科学専攻の履修方法は別表１－４、情報系工学研究科博士前期課程システム工学専攻の履修方法は別表２－１、情報系工学研究科博士後期課程システム工学専攻の履修方法は別表２－２、デザイン学研究科デザイン工学専攻の履修方法は別表３－１、デザイン学研究科造形デザイン学専攻の履修方法は別表３－２のとおりとする。
２　岡山県立大学大学院学則第１５条の２の規定により長期履修を認められた学生の授業の履修方法については、研究科において別に定めることができる。

（試　験）
第５条　定期試験は、学期末に期間を定めて行う。
２　前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験を行うことができる。

（単位認定）
第６条　単位修得の認定は、定期試験、平常の成績、レポート、製作物、実技等により行う。

（追試験等）
第７条　病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受けることができなかった者には、事情により追試験を行うことがある。
２　再試験は、行わない。
３　試験に不正行為をした者には、岡山県立大学大学院学則第18条により準用する岡山県立大学学則第48条の規定による懲戒処分のほか、その期に実施する試験のうち、その時間以後の試験の受験資格を失う。

（委　任）
第８条　この規程に定めるもののほか、履修等に関し必要な事項は別に定める。

附　則
１　この規程は、令和５年４月１日から施行する。
２　この規程の施行日の前日において本学大学院に在学し、引き続き在学する者については、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
３　令和５年４月１日以降において、本学大学院に再入学した者に係る規定の適用については、当該者の属する年次と同一年次に属する者の例による。

別表　　掲載省略（各専攻授業科目表参照）

岡　山　県　立　大　学　学　位　規　程

（趣　旨）

第１条　この規定は、岡山県立大学学則第39条第２項及び岡山県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第17条第３項の規定により、岡山県立大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

（学　位）

第２条　本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

（学位授与の要件）

第３条　学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

２　修士の学位は、本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

３　博士の学位は、研究科の博士後期課程を修了した者に授与する。

４　前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を経ない者であっても、本学に学位論文を提出し、研究科の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与するものとする。

（学位論文等）

第４条　大学院学則第16条に規定する学位論文等は、次のとおりとする。ただし、特定の課題についての研究成果（以下「特定の研究成果」という。）により修士の学位を授与する場合にあっては、学位論文等に特定の研究成果を含むものとする。

研　　究　　科	課　　程	学位論文等
保健福祉学研究科	博士前期課程	修士論文
	博士後期課程	博士論文
情報系工学研究科	博士前期課程	修士論文
	博士後期課程	博士論文
デザイン学研究科	修　士　課　程	修士論文

（在学者の学位論文等の提出時期）

第５条　学位論文等は、在学期間中に提出するものとし、その時期は、各研究科において定める。

（修士及び博士の学位の申請）

第６条　修士の学位を申請しようとする者は、所定の学位申請書に第４条に規定する学位論文等を添え、研究科長に提出しなければならない。

２　博士の学位を申請しようとする者は、所定の学位申請書に次の各号に掲げる書類等を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(1) 学位論文

(2) 学位論文の要旨

(3) 論文目録

(4) 履歴書

３　第３条第４項に該当する者の学位の申請について必要な事項は、学長が別に定める。
４　前２項の規定により提出された学位論文の受理については、研究科委員会の議を経て学長がこれを決する。

（学位論文）
第７条　学位論文は自著とし、１編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
２　審査のため必要があるときは、学位論文提出者に、論文の訳文、模型又は標本等の提出を求めることができる。
３　受理した学位論文は、返還しない。

（特定の研究成果）
第８条　修士課程及び博士前期課程における特定の研究成果についての内容及び提出方法等その他必要な事項は、各研究科委員会において別に定める。
２　研究科長は、審査のため必要があるときは、特定の研究成果の提出者に、資料等の提出を求めることができる。

（審査の付託）
第９条　学長及び研究科長は、学位論文等を受理したときは、研究科委員会に学位論文等の審査を付託する。

（審査委員会）
第10条　学位論文等の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。
２　審査委員会は、研究科委員会において指名する教授、准教授３名以上の審査委員をもって組織する。
３　前項の規定にかかわらず、研究科委員会において必要と認めるときは、講師をもって審査委員に充てることができる。
４　前２項に規定する者のほか、研究科委員会において必要と認めるときは、当該研究科以外の研究科に所属する教員又は他の大学の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員として加えることができる。
５　審査委員会に主査を置き、審査委員のうちから研究科委員会が指名する者を充てる。
６　主査は、審査委員会を主宰するものとする。
７　最終試験は、学位論文等を中心として、これに関連ある科目につき筆答又は口頭によって行う。

（学力の確認）
第11条　学力の確認は、口頭試問及び筆答試問によって行い、外国語については、２種類を課すものとする。ただし、外国語について研究科委員会が特に認めるときは、１種類のみとすることができる。

（学力の確認の特例）
第12条　研究科の博士後期課程に３年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、大学院に再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、第３条第４項の規定によらなければならない。ただし、退学後１年以内に学位論文を提出した者については、第３条第３項に該当する者とみなし、在学者に準じて取り扱うものとする。
２　前項本文規定に該当する者で、退学後５年以内の者は、第３条第３項に該当する者と同等以上の学力を有する者とみなし、前条に規定する学力の確認のための試問を免除することができる。

（審査期間）
第13条　修士論文又は特定の研究成果の審査は、提出者の在学期間内に終了しなければならない。
２　博士論文の審査は、受理した日から１年以内に終了しなければならない。

（審査結果の報告）
第14条　審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験が終了したときは、学位論文等の内容の要旨及び審査結果の要旨並びに最終試験の結果の要旨を研究科委員会に報告しなければならない。

（学位授与の議決）
第15条　研究科委員会は、前条に規定する報告に基づき、修士又は博士の学位を授与するか否かを議決する。
２　前項に規定する合否の議決をするには、研究科委員会の構成員の３分の２以上の出席を要し、出席者の３分の２以上の賛成がなければならない。ただし、海外旅行中及び休職中の委員は、構成員の総数から除く。

（学長への報告）
第16条　研究科長は、研究科委員会において前条に規定する議決を行ったときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その結果を学長に報告しなければならない。
(1) 授与する学位
(2) 授与する年月日
(3) 博士の場合は、論文審査及び最終試験の結果の要旨

（学位の授与）
第17条　学長は、学位を授与すべきものと認めた者には、学位記を交付して学位を授与し、学位を授与すべきでないと認めた者には、その旨を通知する。

（専攻分野等の付記）
第18条　前条の規定により授与する学位には、別表に定めるところにより、分野の名称を付記するものとする。

（学位の名称）
第19条　本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「岡山県立大学」と付記する。

（学位授与の報告）
第20条　学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、学位を授与した日から３月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

（論文要旨等の公表）
第21条　本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から３月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位論文の公表）
第22条　博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から１年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、

学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。
３　博士の学位を授与された者が行う前２項規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
４　第１項本文の規定により学位論文を公表する場合は、「岡山県立大学審査学位論文」と明記しなければならない。

（学位授与の取消し）
第23条　本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、学士については教授会、修士及び博士については研究科委員会の議を経て学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。
２　教授会又は研究科委員会が前項の規定による議決をなす場合には、第15条２項の規定を準用する。

（学位記の様式）
第24条　学位記の様式は、別記様式第１号、様式第２号、様式第３号及び様式第４号のとおりとする。

（細　則）
第25条　この規程の実施に必要な細則は、学長が別に定める。

附　則
1　この規程は、平成19年4月1日から施行する。
2　この規程の施行日の前日において本学に在学し、引き続き在学する者については、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3　平成19年4月1日以降において、本学に編入学し、転学し、又は再入学した者に係る規定の適用については、当該者の属する年次に在学する者に関する規定の例による。

附　則（平成21年4月1日）
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附　則（平成22年4月1日）
1　この規程は、平成22年4月1日から施行する。
2　この規程の施行日の前日において本学に在学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

附　則（平成24年3月22日）
1　この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2　平成24年3月31日以前に入学した者については、改正後のこの規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則（平成25年4月18日）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附　則（平成25年7月18日）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附　則（平成28年3月24日）
1　この規程は、平成28年3月24日から施行する。

2　すでに和文学位記を授与された者から申請があったときは、授与された和文学位記を返納させることにより英文学位記を授与することができる。

附　則(令和3年2月18日)
1　この規程は、令和3年4月1日から施行する。
2　令和3年3月31日以前に入学した者については、改正後のこの規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則(令和3年9月28日)
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附　則(令和5年2月28日)
この規程は、令和5年2月28日から施行する。

別表(第18条関係)
学位記に付与する分野の名称

学位	学部・研究科	学科・専攻	分野の名称
学士	保健福祉学部 Faculty of Health and Welfare Science	看護学科 Department of Nursing Science	看護学 Bachelor of Nursing Science
		栄養学科 Department of Nutritional Science	栄養学 Bachelor of Nutritional Science
		現代福祉学科 Department of Contemporary Welfare Science	現代福祉学 Bachelor of Contemporary Welfare Science
		子ども学科 Department of Childhood Studies	子ども学 Bachelor of Childhood Studies
	情報工学部 Faculty of Computer Science and Systems Engineering	情報通信工学科 Department of Information and Communication Engineering	工学 Bachelor of Engineering
		情報システム工学科 Department of Systems Engineering	
		人間情報工学科 Department of Human Information Engineering	
	デザイン学部 Faculty of Design	ビジュアルデザイン学科 Department of Visual Design	デザイン学 Bachelor of Fine Arts in Design
		工芸工業デサイン学科 Department of Craft and Industrial Design	
		建築学科 Department of Architecture	建築学 Bachelor of Architecture
修士	保健福祉学研究科 Graduate School of Health and Welfare Science	看護学専攻 Course of Nursing Science	看護学 Master of Nursing Science
		栄養学専攻 Course of Nutritional Science	栄養学 Master of Nutritional Science
		保健福祉学専攻 Course of Health and Welfare Science	保健福祉学 Master of Health and Welfare Science
	情報系工学研究科 Graduate School of Computer Science and Systems Engineering	システム工学専攻 Course of Systems Engineering	工学 Master of Engineering
	デザイン学研究科 Graduate School of Design	デザイン工学専攻 Course of Design and Technology	デザイン学 Master of Fine Arts in Design
		造形デザイン学専攻 Course of Aesthetic Design	
博士	保健福祉学研究科 Graduate School of Health and Welfare Science	保健福祉科学専攻 Course of Health and Welfare Science	看護学 Doctor of Nursing Science
			栄養学 Doctor of Nutritional Science
			保健福祉学 Doctor of Health and Welfare Science
	情報系工学研究科 Graduate School of Computer Science and Systems Engineering	システム工学専攻 Course of Advanced Systems Engineering	工学 Doctor of Engineering

（保健福祉学研究科博士前期課程）

修士学位論文審査基準

修士の学位論文は以下の観点から審査・評価する。

Ⅰ　審査・評価項目

(1) 内容が研究科の研究領域に適合していること
(2) 内容に新規性があること
(3) 論理が一貫し妥当であること
(4) 倫理的配慮がなされていること
(5) 研究方法が妥当であること
(6) 研究結果が的確に示されていること（図表を含む）
(7) 論文の書式が整っており分かりやすく記述されていること
(8) タイトル、学術用語が適切であること
(9) 文献の引用が適切であること

Ⅱ　審査・評価基準

上記項目についての判断をもとに､論文として適しているか否かを総合的に判定する。

学位授与までの主な予定

１年次	４月	履修登録
		研究指導体制（研究指導教員および研究課題）の決定
	９月	履修登録修正（後期授業科目のみ）
2 年次	４月	履修登録
	９月	履修登録修正（後期授業科目のみ）
	１月（６月）	学位申請書の提出（審査委員会の設置）
		修士論文および論文要旨の提出
	２月（７月）	修士論文発表会の開催および最終試験の実施
	３月（９月）	学位記授与式

※各年次において中間発表会を、適宜、開催する。

※（　）内は９月修了予定者の予定である。

（情報系工学研究科博士前期課程）

修士学位論文審査基準

修士の学位論文は、論文の内容、口頭発表および口頭試問により審査を行う。審査にあたっては、以下の点を総合的に評価する。

1．学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果に基づいており、新規性又は有効性を有していること。
2．研究の背景や目的を理解し、研究の進め方や研究方法について吟味がなされていること。
3．実験データ等が含まれる場合、研究目的や研究方法に適したデータ収集が行われ、的確にまとめられていること。
4．得られた結果について考察していること。
5．文献を適切に引用していること。
6．口頭発表が論理的にわかりやすく組み立てられ、質疑に対する応答も明解であること。

学位授与までの主な予定

1年次	4月	履修登録
		研究指導体制（研究指導教員および研究課題）の決定
	9月	履修登録修正（後期授業科目のみ）
2年次	4月	履修登録
	9月	履修登録修正（後期授業科目のみ）
	2月（7月）	学位申請書の提出（審査委員会の設置）
		修士論文および論文要旨の提出
		修士論文公聴会の開催および最終試験の実施
	3月（9月）	学位記授与式

※各年次において中間発表会を、適宜、開催する。
※（　）内は9月修了予定者の予定である。

関係規程等

（デザイン学研究科修士課程）

修士学位論文及び特定の課題審査基準

■論文審査基準

Ⅰ　審査・評価項目

(1) 内容が研究科の研究領域に適合していること
(2) 学術的あるいは社会的な意義を有する内容であること。
(3) 研究内容において独創性や新規性が認められること。
(4) 先行研究が適切に言及、引用され、内容上の重大な誤りや、論法上の不的確な手続きがないよう、注意が払われていること。
(5) テーマに応じた適切な研究手法であり、根拠を用いて論旨が展開されていること。

Ⅱ 審査・評価基準

上記項目についての判断をもとに、論文として適しているか否かを総合的に判定する。

■特定の課題審査基準

Ⅰ　審査・評価項目

(1) 内容が研究科の研究領域に適合していること
(2) 技術的、社会的、あるいは芸術的な意義のもとに具体化された研究成果であり、研究報告書などで明示されていること。
(3) 制作内容において独創性や新規性が認められること。
(4) 参考となる先行事例や研究資料の調査が的確に行われて、研究報告書などで明示されていること。
(5) 課題設定に対して研究・制作方法が妥当であり、十分な完成度が認められること。

Ⅱ 審査・評価基準

上記項目についての判断をもとに、特定の課題として適しているか否かを総合的に判定する。

学位授与までの主な予定

１年次	４月	履修登録、研究テーマ提出、指導教員／指導補助教員の決定
	９月	履修登録修正（後期授業科目のみ）
２年次	４月	履修登録
	５月	学位論文等の研究計画届提出、指導教員／指導補助教員の決定
	６月	審査委員（主査／副査）の決定
	９月	履修登録修正（後期授業科目のみ）
	１月（７月）	学位申請書の提出、研究成果物の提出
	２月（８月）	最終発表会開催、最終試験実施
	３月（９月）	学位記授与式

※（　）内は９月終了予定者の予定である。
※中間発表会を適宜開催する。

（保健福祉学研究科博士後期課程）

博士学位論文審査基準

博士の学位論文は以下の観点から審査・評価する。

Ⅰ　審査・評価項目

(1) 研究テーマに新規性と独創性があり、当該分野の発展に貢献していること
(2) 研究の目的と意義が明確に示されていること
(3) 適切な方法で研究が実施され、倫理的な配慮がなされていること
(4) 論文構成が妥当で、論理的に展開されていること
(5) 先行研究が適切に検討され、引用されていること
(6) 学術用語が適切に使用され、文章表現が妥当であること
(7) 学術論文としての体裁が整っており、わかりやすく記述されていること
(8) 学位論文作成の基礎となる主業績として、原著論文が１報あることならびに主業績に関連する副業績として原著論文が１報以上あること。ただし、原著論文については専門誌に掲載されているか、または掲載が決定されていること（専門誌に掲載決定している論文とは、研究科委員会において学位論文審査委員会の設置が認められた日までに掲載が確定している論文を意味する。）。なお、主業績となる原著論文においては申請者が筆頭著者であり、共著者がいる場合は、共著者の承諾を得ていること。また、論文の共著者が過去において、いずれの大学等に対しても学位論文の基礎となる論文として申請していないこと。

Ⅱ　審査・評価基準

上記項目についての判断をもとに､論文として適しているか否かを総合的に判定する。

学位授与までの主な予定

１年次	４月	履修登録 研究指導体制（研究指導教員（主・副各１名）、および研究課題）の決定
	９月	履修登録修正（後期授業科目のみ）
２年次	４月	履修登録
	９月	履修登録修正（後期授業科目のみ）
３年次	４月	履修登録
	９月	履修登録修正（後期授業科目のみ）
	１２月（６月）	予備審査会設置願、論文目録、学位論文草稿等の提出
	１月（７月）	学位論文審査申請書の提出（審査委員会の設置） 学位論文、論文要旨等の提出 学位論文公聴会の開催および最終試験の実施
	３月（９月）	学位記授与式

※（　）内は９月修了予定者の予定である。
※中間発表会を適宜開催する。

関係規程等

（情報系工学研究科博士後期課程）

博士学位論文審査基準

博士の学位論文は、論文の内容、口頭発表および口頭試問により審査を行う。審査にあたっては、以下の点を総合的に評価する。

１．学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果に基づいていること。
２．当該分野の学問研究に貢献できる内容を含み、新規性が明示されていること。
３．先行研究の評価や事実調査が的確であり、研究の学術的あるいは社会的位置付けが明示されていること。
４．研究の方法が明確かつ具体的に記述されていること。
５．結果および解析・考察の展開が論理的かつ的確であること。
６．引用等が適切になされ、公開する発表論文としての体裁が整っていること。
７．公開の場での論文内容の発表と質疑に対する応答が､論理的かつ明解であること。

学位授与までの主な予定

１年次	４月＜９月＞	履修登録
		研究指導体制（研究指導教員（主・副各１名）、アドバイザー教員（必要に応じ）および研究課題）の決定
	９月	履修登録修正（後期授業科目のみ）
2 年次	４月	履修登録
	９月	履修登録修正（後期授業科目のみ）
３年次	４月	履修登録
	９月	履修登録修正（後期授業科目のみ）
	１２月（６月）	予備審査会設置願、論文目録、学位論文草稿ほかの提出
	１月（７月）	学位論文審査申請書の提出（審査委員会の設置）
		学位論文、論文要旨ほかの提出
	２月（８月）	学位論文公聴会の開催および最終試験の実施
	３月（９月）	学位記授与式

※最終年度を除く各年次において中間発表会を、適宜、開催する。
※＜　＞内は秋入学者の予定である。
※（　）内は９月修了予定者の予定である。